

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第21号

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大和市条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第8条」を「一第8条」に、「～第11条」を「一第11条」に、「～第15条」を「一第15条」に、「第5章 雑則（第16条）」を「第5章 災害弔慰金等支給
第6章 雑則（第17条）
審査委員会（第16条）」に改める。

第5章を第6章とする。

第16条を第17条とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するため、大和市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員は、委員会に諮問された事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第69号を第70号とし、第27号から第68号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 災害弔慰金等支給審査委員会の委員

第2条第1項中「第68号」を「第69号」に改め、同条第2項中「前条第69号」を「前条第70号」に改める。

別表中第69号を第70号とし、第27号から第68号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

27	災害弔慰金等支給審査委員会の委員	医師	日額	23,000
		弁護士	日額	14,000
		上記以外の委員	日額	8,900